

## 船舶事故調査報告書

平成27年11月26日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 庄司邦昭（部会長）  
 委員 小須田 敏  
 委員 根本美奈

事故種類	衝突
発生日時	平成26年12月27日 15時35分ごろ
発生場所	大分県臼杵市黒島東方沖 佐志生港尾本A防波堤灯台から真方位098° 1.25海里付近 （概位 北緯33° 10.38′ 東経131° 51.50′）
事故調査の経過	平成27年1月5日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
<b>事実情報</b> 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 漁船 <sup>ひろせ</sup> 廣瀬丸、2.6トン OT3-49031（漁船登録番号）、個人所有 9.25m (Lr) × 2.30m × 0.84m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数70、平成2年5月27日 B プレジャーボート サンセイ号、5トン未満 294-17924大分、個人所有 6.34m (Lr) × 2.36m × 1.05m、FRP ディーゼル機関、52.96kW、平成5年10月
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 28歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成17年4月1日 免許証交付日 平成22年3月31日 （平成27年3月31日まで有効） B 船長B 男性 63歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成18年6月20日 免許証交付日 平成23年2月21日 （平成28年6月20日まで有効）
死傷者等	なし
損傷	A 船底に擦過傷 B 全損（沈没）
事故の経過	A船は、船長Aほか1人が乗り組み、平成26年12月27日15時00分ごろ大分県大分市佐賀関漁港を出港し、黒島東方沖を約15ノットの対地速力で臼杵市臼杵漁港に向けて南南西進していた。

	<p>船長Aは、A船の船首が浮上して死角があったことから、時折船首を左右に振って見張りを行っていたが、船首方に他船を見掛けなかったため、船体の傾きを修正するため機関室で燃料移送作業を開始した。</p> <p>船長Aは、15時35分ごろ衝撃を感じて後方を振り返るとB船と海中に落ちた人が見えたので、救助に向かった。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、友人（以下「同乗者」という。）1人を乗せ、12時00分ごろ黒島東方沖で機関を止め、魚礁付近に錨を入れて船尾に錨索を係止し、黒色球形象物を操舵室上方に表示し、北寄りの風で船首が南方に向いて錨泊を行った。</p> <p>船長Bは、同乗者と船尾両舷に分かれて釣りをしていたところ、船尾方に接近してくる態勢のA船を認めたが、釣り船が魚礁付近に集まってくるので、A船もそのような船であり、A船が錨泊しているB船を避けるものと思い、釣りを続けた。</p> <p>B船は、船長Bが、A船がB船の船尾方約200mの距離となっても止まらずにB船に向かって近づいて来ることに気付き、同乗者と共に船体中央部に待避したところ、B船の船尾とA船の船首とが衝突した。</p> <p>（付図1 事故発生経過概略図 参照）</p>
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、風向 北北東、風力 2、視界 良好</p> <p>海象：海上 平穏</p>
<p>その他の事項</p>	<p>A船は、燃料移送ポンプのスイッチが操舵機の下の方に配置されていた。</p> <p>船長Bは、魚礁付近は他船が釣りのために集まって来るので、A船も釣り船であると思った。</p> <p>船長B及び同乗者は、救命胴衣を着用していた。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B あり</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A船は、黒島東方沖を南南西進中、船長Aが、船首方に他船を見掛けなかったため、機関室で燃料移送作業を行い、見張りを行っていなかったことから、B船に気付かずに航行し、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Aは、船体の傾きを修正するために燃料移送作業を行ったものと考えられる。</p> <p>B船は、黒島東方沖で釣りをしながら錨泊中、船長Bが、A船が錨泊中のB船を避けるものと思い、衝突を避けるための動作をとらなかったことから、A船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Bは、魚礁付近は他船が釣りのために集まって来るので、A船</p>

	も釣り船であると思ったものと考えられる。
<b>原因</b>	本事故は、黒島東方沖において、A船が南南西進中、B船が錨泊中、船長Aが、船首方に他船を見掛けなかったため、機関室で燃料移送作業を行い、見張りを行っておらず、また、船長Bが、A船が錨泊中のB船を避けるものと思い、衝突を避けるための動作をとらなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。
<b>参考</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 操船者は、航行中は見張りに専念すること。</li> <li>・ 錨泊中であっても、見張りを適切に行い、いつでも避航できるよう準備をすることが望ましい。</li> </ul>

付図1 事故発生経過概略図

